

別 紙

公開概要書

受付日	令和 8 年 8 月 10 日	回答日	令和 8 年 8 月 19 日	担当課	保険課
意見等の内容	国民健康保険の医療費の自己負担限度額の区分が「ア」（最上位区分）となっているのはなぜか。 保険課窓口では「所得状況が未申告であるため」と言われたが、税務課からは市民税の課税通知が来ていないので、税務課では収入が少なく非課税であることが分かってるのではないか。市役所内での連携が不十分ではないか。				
回答の内容	1、所得状況が未申告の場合に、医療費の自己負担限度額認定の負担区分を「ア」とする判定は、国の通知に則った適正な対応です。 2、保険課と税務課は、必要な税情報を共有し、常に連携を図っています。 税務課では、所得が未申告の方の場合、税額算出の根拠となる所得額が不明であるため、市県民税の税額を決定出来ず、課税通知がお送り出来ません。このため、所得が未申告の方へは、時期を見計らいに申告勧奨通地をお送りしています。 また、保険課では、未申告の場合、税務課と情報を共有し連携した上で、医療費の自己負担限度額の区分を「ア」と判定しております。なお、未申告の方が区分「ア」となる判定は国の通知に則った適切な対応です。 今後、所得に関する申告をすることで、自己負担限度額区分を改めて判定することが可能であり、申告のための用紙を郵送しますので、お手続きをお願いします。				